

**令和５年度第２回ひろしま国際平和文化祭開催に係る企画・実施運営等業務に係る
公募型プロポーザル手続開始の公示**

令和５年３月３１日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

ひろしま国際平和文化祭実行委員会
会長 山本 一隆

１ 業務の概要

(１) 業務名

令和５年度第２回ひろしま国際平和文化祭開催に係る企画・実施運営等業務

(２) 業務内容

別添「令和５年度第２回ひろしま国際平和文化祭開催に係る企画・実施運営等業務基本仕様書」のとおり。

(３) 契約期間

契約締結日から令和６年３月３１日（日）まで

(４) 概算事業費

本業務に係る費用は、２２,０００,０００円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内とする。

(５) 契約担当窓口

ひろしま国際平和文化祭実行委員会事務局

広島市市民局文化スポーツ部文化振興課文化のまちづくり担当内

〒730-0812 広島市中区加古町4番17号（JMSアステールプラザ内）

Tel 082-245-0261 Fax 082-504-5658

電子メール hiroshimafest@hiroshimafest.org

２ 受託候補者の選考方法

公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を特定する。公募型プロポーザル手続等の詳細については、令和５年度第２回ひろしま国際平和文化祭開催に係る企画・実施運営等業務に係る公募型プロポーザル説明書（以下「説明書」という。）による。

３ 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、共同企業体の場合は、(1)については代表者、(2)については構成員の１者以上、(3)から(6)までについては全ての構成員が要件を満たしていること。

(1) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

(2) 平成３０年４月１日以降に、文化芸術イベントの企画・運営等に携わった実績を有すること。

(3) 地方自治法施行令第１６７条の４及び広島市契約規則第２条の規定に該当していない者であること。

(4) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(5) 公示日から受託候補者の特定までの間において、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

(6) 次に掲げるものでないこと。

ア 審査委員会の委員

イ アの委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者

4 説明書等の配布方法

説明書、基本仕様書等は、ひろしま国際平和文化祭公式ホームページからダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合（ダウンロードができない場合を含む。）は、次により配布する。

(1) 配布期間

公示日から令和5年4月14日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 配布場所

前記1(5)に同じ。

5 参加申込受付（参加資格確認申請書の提出）

(1) 申込期間

公示日から令和5年4月14日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 提出場所

前記1(5)に同じ。

(3) 提出方法

公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1-1）を作成し、持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

(4) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認申請書の受理、審査後、応募者に速やかに書面にて通知する。

6 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

公示日から令和5年4月14日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 受付場所

前記1(5)に同じ。

(3) 受付方法

質問書（様式5）に記入の上、電子メール又はFAXで提出すること。

(4) 質問に対する回答

質問者に電子メール又はFAXにより直接回答するとともに、前記1(5)において、令和5年4月28日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで閲覧に供するものとし、ひろしま国際平和文化祭公式ホームページにも掲載する。

7 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和5年4月28日（金）午後5時15分まで。

(2) 提出場所

前記1(5)に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

8 審査

企画提案書の審査は、令和5年度第2回ひろしま国際平和文化祭開催に係る企画・実施運営等業務プロポーザル審査委員会が行う。

(1) **審査基準**

別添「受託候補者特定基準」のとおり。

(2) **審査結果の通知**

提案者全員に書面にて審査結果を通知する。

9 その他

(1) 本手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

(2) 参加資格のない者がした応募及び企画提案書等に虚偽の記載をした者若しくはその他不正の行為をした者がした応募は、無効とする。

(3) その他詳細は説明書による。